

「大量出血症例に対する血液製剤の適正な使用のガイドライン」  
を踏まえた「血液製剤の使用指針」の改正について

平成30年12月14日  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
血液対策課

**1 改正の趣旨**

日本医療研究開発機構委託事業（医薬品等規制調和・評価研究事業）により、最新の医学的知見に基づいた「大量出血症例に対する血液製剤の適正な使用ガイドライン」が作成されることを踏まえ、「血液製剤の使用指針」を改正する。

**2 改正の要点**

- ・ 大量出血の際は、凝固障害が起こりうるため、出血の早期より赤血球液、新鮮凍結血漿を一定の比率で投与することを推奨していたところ、血小板濃厚液も含めて投与することを推奨する。
- ・ 抗線溶薬は、大量出血の際に死亡率を低下させる可能性があることから、早期の投与を推奨する。
- ・ その他：参考文献の追加、用語の整理など。

**3 改正時期**

平成30年度内を予定する。